

可児市におけるこども誰でも通園制度の実施園 乳児等支援給付費の支給対象事業者の確認について

1. 可児市における実施園について

令和8年4月1日から全市町村で実施する乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、可児市では、まずは公立施設1箇所を実施します。(※民間事業者の事業認可申請はなし。)

【公立施設の概要】

項目	内容
設置者	可児市
実施場所	可児市総合会館1階(可児市広見一丁目5番地)
実施区分	一般型乳児等通園支援事業
開所日	月曜日から金曜日(※土・日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日は休所)
開所時間	午前9時～正午、午後1時～4時
対象児童	0歳6か月～満3歳未満の未就園児
利用定員	13人(0歳:3人、1歳:5人、2歳:5人)
利用時間	1月に10時間まで利用可能
利用料	1時間当たり300円
事業の開始	令和8年4月1日(予定)

2. 乳児等支援給付費の支給対象事業者の確認に係る意見の聴取について

上記の公立施設について、子ども・子育て支援法第54条の2及び可児市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則第3条に規定する乳児等支援給付費の支給対象事業者としての確認申請が提出されましたので、子ども・子育て会議の意見を求めます。

※こども誰でも通園制度は、国の支援給付制度です

このため、市の認可・確認を受けた乳児等通園支援施設を利用した場合、乳児等支援給付費の支給が受けられます。この対象施設となるには、市の条例で規定する運営基準を満たしていることが必要となります。対象施設には、利用に応じた乳児等支援給付費(公定価格)が市から支払われます。

【子ども・子育て支援法(抜粋)】

(特定乳児等通園支援事業者の確認)

第54条の2 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

【可児市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則(抜粋)】

(確認の申請)

第3条 施行規則第44条の2において準用する施行規則第39条の申請書は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書(別記様式第1号)によるものとする。

3. 乳児等通園支援事業の類型と認可等の基準について

(1) 乳児等通園支援事業の類型

乳児等通園支援事業は、次の類型により実施します。

類型	内容
余裕活用品	・保育所等の利用定員の空き枠を活用して、こども誰でも通園児童を受け入れる方法 ・基本的には既存保育士での対応となる。
一般型 (在園児合同)	・保育所等のクラス内に、クラス定員枠と別にこども誰でも通園利用枠を設ける方法 ・こども誰でも通園児童用の施設面積の確保が必要 ・専任保育士を配置する
一般型 (専用室独立)	・こども誰でも通園専用室を設ける方法 ・施設・設備の基準を満たすことが必要 ・専任保育士等を配置する(※1/2以上が保育士)

(2) 乳児等通園支援事業の認可基準

乳児等通園支援事業の認可は、市町村が行うこととされており、国の定める基準を踏まえ、「可児市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で基準を定めています。

(※公立施設は事業認可は必要ありませんが、設備・運営基準を満たしている必要があります)

項目	基準	判定	公立施設
保育従事者	・保育士又は指定研修修了者	○	専任保育士4人
職員配置	・0歳児 → 3人につき保育士1人 ・1・2歳児 → 6人につき保育士1人 ※保育士が1/2以上従事	○	0歳児(3人)→1人必要 1・2歳児(10人)→2人必要 保育士3人必要の所、4人配置予定
備 ・ 積	乳児室 ほふく室 ・乳児室 0・1歳児1人当たり1.65㎡以上 ・ほふく室 0・1歳児1人当たり3.3㎡以上	○	【乳児室・ほふく室の面積】 35.2㎡ > 3.3㎡×8人
	保育室 遊戯室 ・2歳児 1人当たり1.98㎡以上 ・便所	○	【保育室・遊戯室の面積】 26.4㎡ > 1.98㎡×5人 便所あり
給	方 法	・自園調理(調理業務の全部委託も可)	給食提供なし
	設 備	・調理設備	—
	職 員	・調理員(調理業務全部委託の場合は不要)	—
耐火基準等	・2階以上の場合は建築基準法の上乗せ規制あり 保育室等を2階以上に設ける場合、耐火建築物又は準耐火建築物であること。園児が出入し又は通行する場所に転落事故を防止する設備を設けること。	—	保育室は1階のため非該当
非常災害対策	・毎月1回以上、避難・消火訓練の実施	○	
安全計画の策定	・安全計画を策定し、訓練・研修の実施	○	
虐待等の防止	・児童の心身に有害な影響を与える行為の禁止	○	
苦情への対応	・受付窓口の設置	○	

4. 乳児等支援給付費の支給対象事業者としての確認の基準について

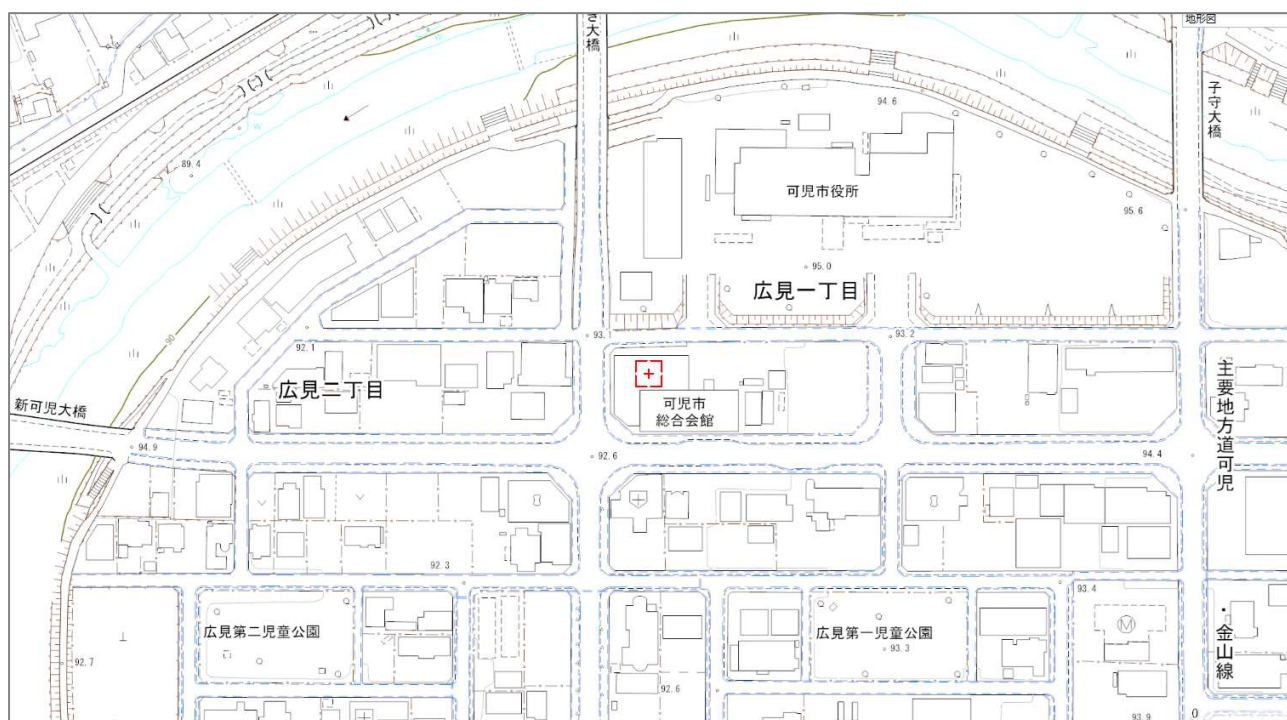
(1) 支給対象事業者の確認基準

乳児等支援給付費の支給対象事業者としての確認は、市町村が行うこととされており、国の定める基準を踏まえ、「可児市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」で基準を定めています。

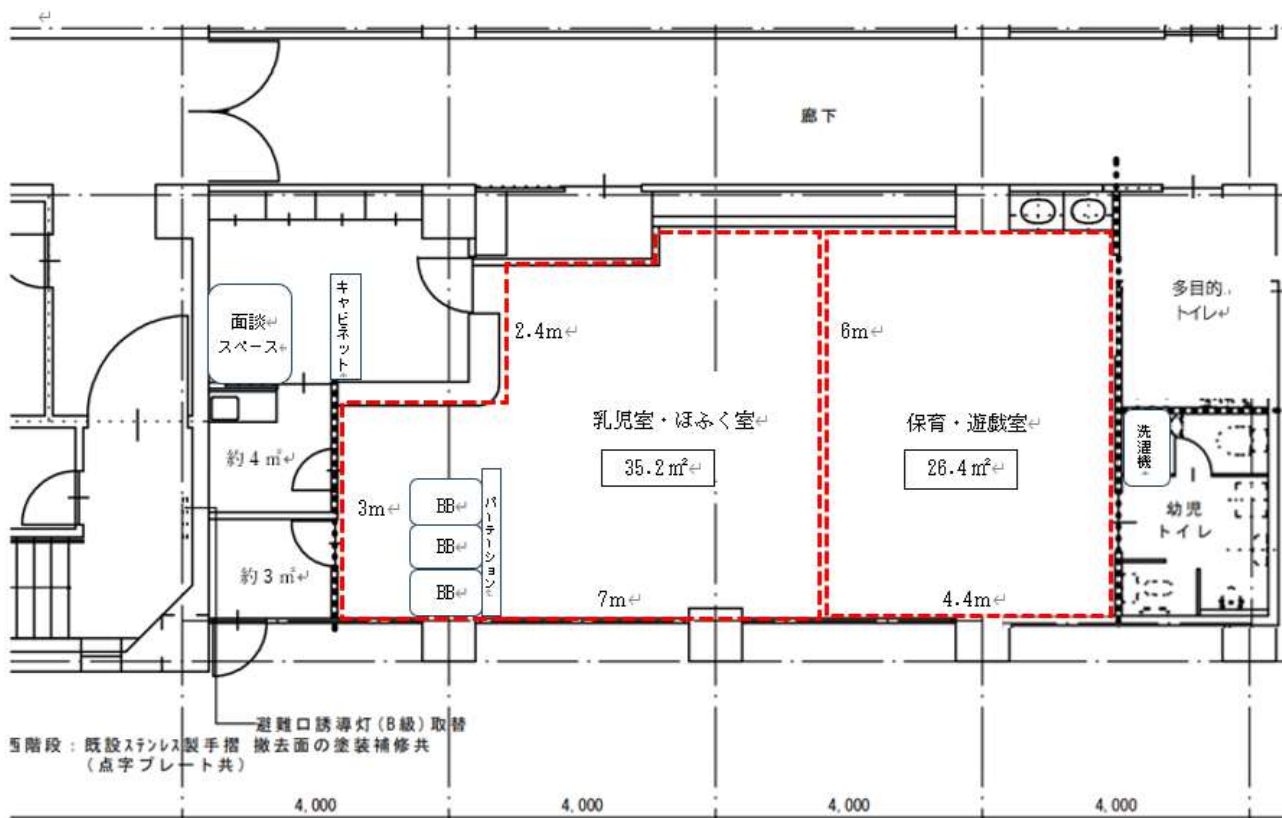
(※公立施設も、乳児等支援給付費の支給対象事業者として確認を受ける必要があります)

項目	内容
面談	・子ども・保護者の心身状況、養育環境把握のための面談の実施 ・運営規程等、保護者への重要事項の説明。説明事項に係る保護者同意の取得
正当な理由のない提供拒否の禁止	・正当な理由のない乳児等通園支援の提供拒否の禁止
特定教育・保育施設等との連携	・特定教育・保育施設等との密接な連携に努める
特定乳児等通園支援の提供の記録	・提供した日時、時間、内容その他必要な事項の記録
乳児等支援給付費の額に係る通知等	・支援給付認定保護者への乳児等支援給付費の額(法定代理受領)の通知
相談及び援助	・子ども・保護者の相談に適切に応じ、必要な助言・援助の実施
緊急時の対応	・子どもの体調急変等、保護者・医療機関への迅速な連絡、必要措置の実施
運営規程	・事業運営の重要事項に関する規程の策定
勤務体制の確保等	・職員の勤務体制の確保、資質向上研修の機会の確保
利用定員の遵守	・利用定員を超えた通園支援の提供の禁止
平等に取り扱う原則	・子どもの国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱いの禁止
虐待等の禁止	・心身に有害な影響を与える行為の禁止
秘密保持等	・業務上知り得た支援給付認定子ども・家族の秘密の漏洩禁止
利益供与等の禁止	・紹介等の対償として金品その他財産上の利益供与の禁止
苦情解決	・苦情に迅速適切に対応するための苦情受付窓口の設置
事故発生の防止及び発生時の対応	・事故発生防止のための指針の整備、定期的な職員研修の実施 ・事故発生時の必要な対応の実施と記録、速やかな損害賠償の実施
記録の整備等	・特定乳児等通園支援の提供に関する記録等の整備、保存(完結日から五年間)

< 公立施設の位置図 >



< 公立施設の平面図 >



<公立施設の写真>

